



★最新介護医療情報★

コーヒーに発がん性の警告表示、スタバなどに義務付け 米加州
発信地：ロサンゼルス / 米国国際医学短信 (H30.5.11(金) 配信)

米カリフォルニア州の裁判所は7日、同州内で販売されるコーヒーに発がん性を警告するラベルを貼るようコーヒーチェーン大手のスターバックス(Starbucks)などの販売業者に命じた判決を支持する判断を示した。ロサンゼルス上級裁判所のイライヒュー・バール(Elihu Berle)裁判官は7日、非営利団体「有害物質に関する教育・研究協議会(Council for Education and Research on Toxics)」がコーヒーを製造・販売する約90社を相手に起こした裁判における先の判決を最終的に確定した。バール裁判官はこの判断において、スターバックスやキューリグ・グリーン・マウンテン(Keurig Green Mountain)、ピーツ・オペレーティング(Peet's Operating)などの企業は、**コーヒーを飲むことから得られる健康上の利益が、豆の焙煎時に生じる発がん性物質によるリスクを上回ることを証明できなかった**と指摘した。有害物質に関する教育・研究協議会は2010年、発がん性のある製品への警告表示を義務付ける法律に基づき、今回の訴訟を提起。同協議会の主張によると、ほとんどのコーヒーに含まれる化学物質アクリルアミドはカリフォルニア州において発がん性物質、または健康に有害な物質に規定されているという。被告側はコーヒーにアクリルアミドが含まれているという点では争う姿勢は示さなかったものの、アクリルアミドは健康上のリスクを引き起こすことのない、焙煎過程で自然に生じる副生物だと主張。コーヒーを飲むことの利益は発がん性物質によるリスクを上回ると訴えた。しかしバール裁判官は、健康に問題がないと考えられるアクリルアミドの最低量がどのくらいかを定める具体的な証拠を、被告側が提示しなかったと結論付けた。セブンイレブン(7-Eleven)など被告の一部は判決前に和解に応じ、コーヒーに発がん性の警告表示を決定していた一方、スターバックスなどは最終的な判断を裁判所に委ねていた。

要介護手前「フレイル」奈良・三郷町と阪大が共同研究 (H30.5.14 日経新聞)

高齢者が要介護になる手前の「フレイル(虚弱)」について、奈良県三郷町は大阪大学と組んで共同研究に乗り出す。今年度から「フレイル健診」を開始し、阪大でデータの解析を行う。健康寿命を延ばし、将来的には医療費の削減につなげたいと考えた。同町では高齢者を対象とした介護予防や認知症予防の教室を開催。こうした場に阪大の医師らが訪れ、参加者を対象に体組成計などを用いた計測や問診を実施する。初年度は町内6、7カ所を予定する。阪大側は大学院医学系研究科先進融合医学共同研究講座の萩原圭祐特任教授が担当。14日に同町で共同研究契約を締結した。共同研究は5年間を予定しており、健診結果をデータベース化し分析する。介護予防教室の効果の検証や医療費削減効果の解析も行う。萩原教授は「フレイルに関する既存のチェックリストも見直したい」と話す。三郷町は奈良県の北西部にあり、大阪方面へのアクセスが良いことからベッドタウンでもある。65歳以上の高齢者数は約7千人で高齢化率は約30%(2017年度)。フレイルを巡っては、介護予防の一環として千葉県柏市などで市民を対象に「フレイルチェック」をしている例がある。

地域ルピナス講習会のお知らせ

第19回城東地域リハビリ勉強会

⇒栄養とリハビリテーション

開催日：平成30年6月16日(土)
時間：午後6時00分～午後7時00分
場所：城東区民センター 中会議室
講師：ルピナス理学療法士 池田遼



第59回東大阪地域リハビリ勉強会

⇒認知症とリハビリテーション

開催日：平成30年6月21日(木)
時間：午後6時00分～午後7時00分
場所：東大阪市立東体育館 第三研修室
講師：ルピナス理学療法士 井上直大

第29回忠岡地域リハビリ勉強会

⇒訪問リハビリにおける 看護の定期介入のメリット

開催日：平成30年6月22日(金)
時間：午後6時30分～午後7時30分
場所：忠岡町文化会館 3階会議室
講師：ルピナス理学療法士 池辺晃子

